

日本食品保蔵科学会誌投稿規定

第1条 本誌は本学会定款第3条に基づき、総説、報文、技術報告、研究ノート、資料、情報、その他編集委員会が必要と認めたものを掲載する。

第2条 投稿は本会会員に限る。ただし共著者はこの限りではない。

第3条 投稿は本会ウェブサイトからの電子投稿とし、事務局受理日を受付日、審査終了日を受理日とする。

第4条 論文は和文または英文とする。

第5条 総説は、原則として編集委員会より依頼する。報文、技術報告および研究ノートは原著とし、他誌に未発表のものに限る。

(1) 報文は、独創的な研究で、新しい事実と価値ある結論を有するものとする。

(2) 技術報告は、有用なデータを含み、本学会関連分野の技術向上に寄与するものとする。

(3) 研究ノートは新しい事実やデータを含む短い報告で、公表することにより学会に寄与するものとする。

(4) 資料は、調査・統計などをその内容とし、本会員の研究に役立つものとする。

(5) 情報は、解説記事、国内外の食品産業の動向、国際会議報告、研究所の紹介記事など本会員に有用なものとする。

第6条 報文その他の掲載は、原則として受理順とするが、その採否および掲載順は編集委員会の判断による。

第7条 編集委員会は、投稿原稿の内容および字句について不相当と認めた場合は、著者に訂正または検討を求めることがある。

第8条 再提出を求められた原稿は、返送日から2カ月以内に事務局へ返却する。2カ月以上経過した場合は、新規受付として取り扱う。

第9条

1) 報文、技術報告、資料および情報は刷り上がり6頁以内、研究ノートは4頁以内(図、表を含む)とする。図はトレースをする必要のない鮮明な原稿を添付する。トレースが必要な場合は別途実費を徴収する。

2) 英文論文の場合、原則、専門機関などにて英文校閲を済ませ、その証明書を添付して投稿する。和文論文の場合、英文要旨と英文で書かれた図表については、投稿後、担当編集委員や査読者の判断により英文校閲を求めることもある。なお、審査過程で大幅に修正があった場合は再度校閲を求めることもある。さらに、証明書が添付されている場合でも担当編集委員、査読者の判断で再度校閲を求める場合もある。いずれも校閲費用は著者負担とする。

第10条 原稿は「投稿論文記載要領」(HP及び毎年1号に記載)に従い作成する。なお、原稿には和英両文の題目、著者名、所属などを記入した送状も記載し、投稿時に提出する。

第11条 初校の校正は著者が行う。

第12条 本誌に掲載された論文の著作権は、一般社団法人日本食品保蔵科学会に属する。

第 13 条 ヒトを対象とした論文は、世界医師総会において承認されたヘルシンキ宣言（1964 年承認, 2013 年修正）の精神に則って行われた研究でなければならない。また動物を用いた研究は「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号）」を遵守して行われたものでなければならない。なお、これに該当する投稿論文は投稿者の組織等の倫理審査委員会で承認された旨と承認番号を本文中に明記しなければならない。

第 14 条 この規定に定められていない事項は編集委員会で審議・決定する。

平成 29 年 4 月 3 日制定

令和 4 年 4 月 1 日一部改正